

徳島市農業委員会総会 議事録

1 と き	令和8年6月30日（火） 開会 15時30分 閉会 16時20分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議 長	会長職務代理者 植田 美恵子
4 出席者	<農業委員> 1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 19番委員 市岡 沙織 <農地利用最適化推進委員> 1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 13番委員 岡田 敏明 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉
5 欠席者	<農業委員> 5番委員 大貝 美治 18番委員 政岡 茂 <農地利用最適化推進委員> 14番委員 鈴木 隆大
6 欠 員	なし
7 傍聴者	なし
8 議 事	付議案件 （全体議案） 第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について （農地関係議案） 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地証明願の審議について 第5号議案 非農地通知の審議について 第6号議案 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について 報告事項 （農地関係） 1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 農地であることの証明について 6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

(開会 15時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなっておりますので、進行をよろしくお願いします。

議長 ただ今から令和8年6月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号5番大貝美治委員、議席番号18番政岡茂委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号1番岸本昇委員と、議席番号11番板東美佐緒委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について説明いたします。先に送付しております右肩に第1号議案と書いてある資料を御覧ください。

第1号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和8年4月分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は次のページの地域計画に係る変更一覧(令和8年4月分)のとおりで、入田・南井上・八万・渭東・川内地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の増減を反映した地域計画の変更案が提出されております。

今後のスケジュールですが、6月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、令和8年7月に農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、地域計画変更公告となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんに対し郵送による意見聴取がなされており、地域計画からの除外について了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案のとおり認めることが適当と思われます。説明は以上です。よろしくお願いします。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。

それでは特にないようでございますので、採決いたします。第1号議案の地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について、事務局の案のとおり意見を付して、承認することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については、事務局の案のとおり意見を付して、承認することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

1番は、農地3筆を贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後2.7aに至り、すだちと野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後1.8aに至り、ミニトマトの栽培を行うとのことです。

3番は、農地1筆を耕作権との交換により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後97aに至り、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後2.6aに至り、野菜の栽培を行うとのことです。

以上、全案件につきまして、農地法に規定されている不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。また、1番案件は新規面談を実施し、2番と4番案件は、地区委員さんの了承を得たうえで、新規面談は実施しないこととしました。

第2号議案は全4件で、地目は、田610㎡、畑710㎡、合計1,320㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の瀬畑委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

瀬畑委員 今月18日の10時から、1番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、岸本委員、武市推進委員、安廣推進委員と私の委員4名、譲受人1名、事務局2名の7名です。

譲受人は、実母から贈与で農地を譲り受けることになり、申請に至ったとのことです。営農については、農家である実母が協力するため、問題はないと判断されます。今回の申請が許可されれば、すだちと野菜の栽培を行うとのことです。

結論として、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議について、御説明します。議案書2ページを御覧ください。

1番から2番の申請地は、同一の転用事業ですので、併せて説明いたします。1番から2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、土木工事業を営んでいる借人が露天資材置場及び露天駐車場として令和9年6月30日まで一時転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、土木工事業を営んでいる譲受人が、庭園及び露天駐車場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、不動産業を営んでいる借人が、露天資材置場に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、自身が代表となっている金属加工販売業を営んでいる会社に貸し付ける、露天貸資材置場及び露天貸駐車場に転用するものです。

6番の申請地は、集団農地かつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。使用貸借権を設定し、貸人が代表を務める建設会社である借人が、露天駐車場及び露天資材置場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済みです。加えて、地域計画にも支障がないことを確認済みです。なお、農地区分が甲種農地になるため、6番は地区審査を実施しました。

第3号議案は全6件で、地目は、田1,772㎡、畑1,118㎡、合計2,890㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場2,890㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、6番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月19日の13時30分から、6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、委員1名と転用者側1名、事務局2名の4名です。

申請対象の農地は、国府町和田字竹添にあり、甲種農地に区分されるということです。今回の申請は、使用貸借権を設定し、露天駐車場及び露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、山砂で盛土を15cmほど行ない、砕石敷にするということです。排水については、雨水のみであり、地下浸透とする計画で、地元土地改良区からの意見書が提出されています。現地は、貸人が無断で整地をして無断転用の状態となっていました。農業委員会の指導で復元をさせたので、現状では問題ありません。一部転用の残地への給排水について、計画に不明瞭なところがありましたので、転用者側に事業計画の明確化を指示したところ、先週までに修正されたものが提出されたと事務局から報告を受けております。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員さんからの意見は以上ですが、

その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は20年以上前から住宅の一部として利用されているとのことで、確認資料として、平成4年3月8日撮影の航空写真のほか、現地調査でも状況を確認しております。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和54年頃から作業場を建築して利用されているとのことで、確認資料として、昭和54年に法務局で登記された建物図面、昭和55年の都市計画図の写しのほか、現地調査でも状況を確認しております。

第4号議案は全2件で、対象地は、田127㎡、畑145㎡、合計272㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の非農地証明願について、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番から3番の申請地につきましては、いずれも同様の状況となっており、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第5号議案は、全3件で、対象地は、田79㎡、畑2,798㎡、合計2,877㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地通知について、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案は、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書6ページを御覧ください。

全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。なお、7番について、新規就農面談を行いました。

今月は、賃貸借権が14件、使用貸借権が7件の合計21件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が、上ノ万地区2筆・1件、2番から4番が、不動地区12筆・3件、5番と6番が、応神地区4筆・2件、7番から10番が、川内地区6筆・4件、11番から16番が、国府地区14筆・6件、17番と18番が、南井上地区5筆・2件、19番から21番が、北井上地区6筆・3件 となっております。

権利設定については以上で、田14筆17,054㎡、畑35筆39,438.45㎡の合計49筆56,492.45㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、7番案件の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の石田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

石田委員 今月1日の9時50分から、7番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、植田委員さん、廣瀬委員さん、鈴木推進委員さんそして私の委員4名と、借受人1名、事務局2名の7名です。

借受人は、今まで勤めていた公民館を退職後、何かを始めたいと思い、趣味で栽培していた多肉植物を本格的に栽培してみたいと思い、農地を探していたところ、農地を貸してもらえることになり、そこにハウスを設置し、栽培していきたいと思ったとのことです。3年前から、大分県の実業農業塾で栽培や販売のノウハウを学び、また、塾のメンバーが全国にいるとのことで、多肉植物を販売するイベントを開催すれば、手伝いをしているそうです。当面は、ハウスを設置し、設備を整えてから多肉植物の栽培を行っていき、軌道にのれば、農地を広げて若い人を雇用したいと考えているそうです。

結論として、就農計画等に問題はなく、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

 それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案は全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

 議案書10ページから12ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得9件を受理しました。

 議案書13ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。4件を受理しました。

 議案書14ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。4件を受理しました。

 議案書15ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。4件を受理しました。

 議案書16ページを御覧ください。5番は、農地であることの証明についてです。1件を受理しました。

 議案書17ページを御覧ください。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件を回答いたしました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見、御質問はございませんか。

 最後になりましたが、今日は、現体制での最後の総会となります。全員で顔を合わせるのも最後となりますので、閉会にあたりまして、川人会長に一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長 【挨拶】

議長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和8年6月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回、農業委員に就任される方は、7月21日火曜日に臨時総会、推進委員になられる方は、7月30日木曜日に定例総会を行います。案内はいたしますので、御出席よろしくお願いします。それでは皆様、3年間ありがとうございました。